

ボランティア一座希望の会会則

第1章 名称及び事務局所在地

本会はボランティア一座希望の会と称し、事務局を石川郡野々市町藤平田2丁目113-1株式会社セントラルマネージメントシステム（CMS）内に置く。

第2章 組織

本会は石川県内を活動区域とし、会員を以ってこれを組織する。

第3章 目的及び事業

本会はボランティアによる公演活動を通して社会福祉の増進に寄与することを目的とし、また、活動を通して会員相互の親睦を図るものとする。

第4章 会員

本会会員は会の主旨をよく理解した上で本会に届出し、承認を受けたものを会員とする。尚、年間会費は5,000円とする。

第5章 役員及び顧問

本会に次の役員、顧問を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・理事 若干名
- ・監事 2名または3名
- ・顧問 若干名

会長は本会を代表し、会務を総理する。

会長、副会長は理事の一員とし、役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 会計

本会の経費は年会費、賛助金、寄付金その他の収入を以って充当する。

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って行う。

会則に定めのないものは、理事会の決議を経て行うものとする。

第7章 その他

会員間同士の販売（チケット等）ビジネスの行為を行わない。

必要がある場合は、本部の了解を得て行う事とする。